

いわゆる「教育の無償化」に関する意見書（案）

いわゆる「教育の無償化」については、令和8年度からの高校無償化の拡充及び小学校における給食費の無償化の実現に向け、国において議論が進められていると承知している。

その議論の中で、都道府県の負担についても検討がなされているが、「教育の無償化」は、ナショナルスタンダードとして全国一律で実施すべきものであり、本来であれば国の責任において全額国庫補助金等で実施するものである。

よって、国においては、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 いわゆる「高校無償化」及び「給食無償化」に係る費用については、全額国庫補助金等で措置すること。
- 2 給食費支援の基準額について、物価上昇の状況等を十分に踏まえ、市町村の求める水準とすること。
- 3 中学校の給食費の負担軽減についても、早期の実現に向けて検討を進ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

様

和歌山県議会議長 岩田 弘彦
(提出者)
総務委員会委員長 玄素 彰人

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣